○平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）

（平成十六年一月二十六日）

（総務省告示第九十四号）

改正　平成一九年　五月一七日総務省告示第三〇一号

同　二〇年　四月一一日同　　　　第二一三号

同　二〇年一一月一四日同　　　　第五九二号

同　二〇年一一月二七日同　　　　第六一六号

同　二三年　三月三一日同　　　　第一二〇号

同　二四年一〇月　一日同　　　　第三五三号

同　二四年一一月　九日同　　　　第三九一号

同　二五年　四月一六日同　　　　第一八八号

同　二五年一〇月　四日同　　　　第三九二号

同　二五年一二月一九日同　　　　第四六七号

同　二六年　二月二六日同　　　　第　四一号

同　二六年　三月二八日同　　　　第一一九号

同　二六年　八月二五日同　　　　第二九三号

同　二八年　八月二六日同　　　　第三二一号

同　二八年　九月　五日同　　　　第三五六号

同　二九年一一月　八日同　　　　第三七四号

同　三〇年　一月一二日同　　　　第　一三号

同　三〇年一一月一六日同　　　　第三八五号

令和　二年一二月三一日同　　　　第四三五号

同　　四年　八月二五日同　　　　第二七七号

同　　五年　三月二八日同　　　　第　八九号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を次のように定める。

平成十一年郵政省告示第百六十五号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）は、廃止する。

端末機器の表示について、第一号から第三号までに掲げる文字の表示は、その各号列記の順に行うものとする。

一　端末機器の技術基準適合認定又は設計についての認証の申請が、当該認定及び認証を行う登録認定機関又は承認認定機関（以下「認証機関」という。）に到達した年（西暦年数の十位以下の数字で二桁）

二　端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関して、当該年において認証機関に到達した申請の通し番号（四桁）

三　認証機関の識別文字

|  |  |
| --- | --- |
| 認証機関 | 識別文字 |
| 一般財団法人電気通信端末機器審査協会 | 001 |
| 株式会社ディーエスピーリサーチ | 003 |
| テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 | 005 |
| SGSジャパン株式会社 | 006 |
| 株式会社UL　Japan | 007 |
| 株式会社コスモス・コーポレイション | 008 |
| テュフズードジャパン株式会社 | 011 |
| 株式会社認証技術支援センター | 018 |
| 一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター | 019 |
| 一般社団法人タコヤキ | 020 |
| ビューローベリタスジャパン株式会社 | 022 |
| DEKRAサーティフィケーション・ジャパン株式会社 | 023 |
| Element　Materials　Technology　Warwick　Ltd | 205 |

附　則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

改正文　（平成二〇年一一月二七日総務省告示第六一六号）　抄

平成二十年十二月一日から施行する。

改正文　（令和二年一二月三一日総務省告示第四三五号）　抄

令和三年一月一日から施行する。